

## 鶴見区地域保健福祉ヴィジョン

《2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度》

～地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らせ、  
子育てできるまちづくりの推進～



平成 30 年 4 月

大阪市鶴見区役所

# 目 次

第1章	鶴見区地域保健福祉ビジョンの策定にあたって	P1
1	策定の背景	P1
2	「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の位置づけ	P1
3	「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の改定等	P2
第2章	「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方	P2
第3章	鶴見区地域特性と地域保健福祉の現状・課題	P3
1	鶴見区地域特性	P3
2	現状と課題	P4
第4章	「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の具体的な取組み	P6
1	みんなで支え合う地域づくり	P6
2	総合的な相談支援体制の充実	P8
3	権利擁護の推進	P9
4	地域福祉の担い手の育成	P9
5	いきいきと暮らすための健康づくり	P9
第5章	「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の実現のために	P10
●	資料編（別添）	
	資料1 鶴見区地域保健福祉ビジョンイメージ図	
	資料2 各データ	
	資料3 地域保健福祉カルテ	
	資料4 用語の説明	

## 第1章 鶴見区地域保健福祉ヴィジョンの策定にあたって

### 1 策定の背景

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」（より地域・住民に近い方がよりニーズに合った政策が実現できる）の考え方のもとに策定された「大阪市地域福祉推進指針（平成24年12月策定）」に基づき、新しい住民自治の実現に向けて各区が特色のある地域福祉の推進に取り組んで行くこととなりました。鶴見区においては、平成27年3月に「鶴見区地域保健福祉ビジョン」を策定し、それまでの鶴見区地域福祉計画による地域福祉の取り組みも継承しつつ、地域や団体等と連携して保健・医療・福祉に関わる取組みを推進してきました。

このような中、大阪市において、地域情勢の変化やさまざまな福祉課題への対応のため、区の地域福祉を推進する取組みをさらに強力に支援していくとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取組みについては引き続き市域全体で取り組んでいく必要があることから、「大阪市地域福祉基本計画（平成30年4月策定）」に基づき、『だれもが自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくり』をめざしています。

鶴見区においても、この「大阪市地域福祉基本計画」趣旨を踏まえながら、「鶴見区将来ヴィジョン」の改定に合わせてより鶴見区の地域実情に応じた地域保健福祉施策を充実させるため、地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らせ、子育てできるまちづくりをめざすこととし、本ヴィジョンを策定します。

### 2 「鶴見区地域保健福祉ヴィジョン」の位置付け

「鶴見区地域保健福祉ヴィジョン」は、「鶴見区将来ヴィジョン」の地域保健福祉におけるめざす将来像の実現のため、また、鶴見区の地域実情に応じた特色のある地域保健福祉を推進していくための指針として定めます。今回の策定にあたっては、『**地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らせ、子育てできるまちづくりの推進**』の理念のもと、地域にかかわるすべての人が力をあわせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を、地域住民や行政をはじめ地域に関わるすべての関係者で作り上げることを基本としています。

なお、この計画の推進にあたっては、\*鶴見区社会福祉協議会（以下「区社協」という）とともに車の両輪となって鶴見区の地域福祉を推進します。

（区役所と区社協は、地域福祉の推進を図るため、相互に役割を分担し、連携・協働できるように「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を平成 26 年度に締結しています。）

### 3 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の改定等

「鶴見区地域保健福祉ビジョン」については、平成 30 年度から 5 年間の計画として取り組みます。今後、「大阪市地域福祉基本計画」の変更が行われた場合など、必要に応じて見直しを検討します。

注：「鶴見区地域保健福祉ビジョン」については、従来の「鶴見区地域保健福祉ビジョン」から表記を変更しております。

## 第2章 「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の基本的な考え方

大阪市が策定する「大阪市地域福祉基本計画」は、地域の実情に応じたきめ細かな各区の地域福祉を推進する取組みをさらに強力に支援していく一方、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取組みなど各区に共通する課題や法制度改正等への対応など基礎的な部分については市域全体で取り組んでいくこととしており、これまでの取組みの成果をいかしながら、地域福祉を推進していくための計画として、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざしています。

「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の推進に向けては、市の計画の趣旨にもものੱとりながら、鶴見区の地域実情やそれに基づいた課題、住民の多様な地域・保健・福祉ニーズに伝えていくことが必要であり、公の制度（公助）と住民どうしによる助け合い（共助）をうまくつなげ、地域に関わるすべての人がお互いに知恵と力を出し合い、地域・行政・区社協・各種の関係機関と協働しながら、地域実情にあったきめ細やかな、住民が主体となった地域・保健・福祉を進めていくことが重要です。

そのためには、地域での福祉活動を担ってきた\*地域活動協議会や地域社会福祉協議会、\*地域福祉コーディネーターを中心に活動している地域のネ

\*資料編《資料 4》用語の説明

ットワーク委員会と区社協等関係機関や行政がそれぞれの役割を果たし、地域福祉活動に対する支援を行っていく必要があります。また、年々複雑・多様化する地域福祉課題に対応するため、区社協による社会福祉に関する専門的・技術的支援や区役所による区民ニーズ調査や区運営方針に基づく施策展開などとともに、各種関係機関や団体との連携や地域での福祉活動を担える人材の育成を進めていく必要があります。

なお、鶴見区においては、次の5つの目標に沿って、各課の連携を密にし、課題の解決に向けて横断的に取り組みますが、鶴見区地域保健福祉ヴィジョンに基づく施策や事業の立案に当たっては、\*区政会議に諮るなど、広く区民の意見をいただき、具体的な取組みを推進します。

#### 基本目標

- 1 みんなで支え合う地域づくり
- 2 総合的な相談支援体制の充実
- 3 権利擁護の推進
- 4 地域福祉の担い手の育成
- 5 いきいきと暮らすための健康づくり

### 第3章 鶴見区の地域特性と地域保健福祉の現状・課題

#### 1 鶴見区の地域特性

鶴見区の人口は、昭和40年以降一貫して増加傾向にありましたが、近年は横ばいの状況にあります。とはいえ、出生率や年少人口は大阪市平均を上回り、特に年少人口の割合は地域ごとに見ても大阪市平均より高い状況にあり、子育て世代が多いことが区の特性です。また、高齢化率（65歳以上人口の割合）は大阪市平均を下回っていますが、大阪市平均を超えた地域もあるなど高齢者人口は着実に増え、しかも認知症の高齢者数も増えています。さらに、障がい者手帳を持っておられる方も年々増えてきています。

そのため子育て世代から高齢者世代まで、また障がいのある方に対する的確なニーズ把握とそれに応える多様な保健・福祉の充実が求められます。

### (主な特性データ)

- 人口 (H29.10.1 推計人口) 111,563 人 (大阪市 2,713,157 人)
- 世帯数 (H29.10.1 推計人口) 47,076 世帯 (大阪市 1,392,900 世帯)
- 世帯あたり人数 (H29.10.1 推計人口) 2.37 人 (大阪市 1.95 人)
- 高齢化率 (H29.10.1 推計人口) 22.5.% (大阪市 25.7.%)
- 認知症高齢者数 (在宅) 1,460 人 (H29.4.1 現在)
- 障がい者手帳交付者数 (H29.3.31 現在)
  - 身体障がい者手帳 5,097 人
  - 療育手帳 1,082 人
  - 精神障がい者保健福祉手帳 1,020 人
- 年少人口 (15 歳未満) (H29.10.1 推計人口) 15.2% (大阪市 10.8%)
- 出生率 (H29.10.1 推計人口) 10.2‰ (大阪市 8.2‰)
- \*相対的貧困率 (28 年実施 子どもの生活に関する実態調査)  
12.8% (大阪市 15.2%)
- 平均寿命 (H22 厚生労働省市町村別生命表)
  - 男性 78.6 歳 (大阪市 77.4 歳)
  - 女性 84.8 歳 (大阪市 85.2 歳)
- 死因 (H28 人口動態調査)

	男性	女性
1 位	悪性新生物	悪性新生物
2 位	心疾患	心疾患
3 位	肺炎	肺炎
- 居住状況 (H27 国勢調査)

一戸建て住宅	30.1% (大阪市 25.9%)
共同住宅	66.6% (大阪市 70.8%)

\*なお、地域ごとの特性データの詳細については、資料2 (地域福祉カルテ) を参照してください。また、この内容については、今後随時更新・拡充し地域ごとのアクションプランの基礎資料としていきます。

## 2 現状と課題

鶴見区の地域特性は前述のとおり年少人口の割合が高く子育て世代が多いことですが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢化や核家族化が進行していくことは明らかです。また、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や\*社会的孤

立、また、こどもの貧困や児童・高齢者・障がい者への虐待などの福祉課題、災害時の取組み、地域福祉の担い手の育成や健康づくりなど、地域における福祉・健康課題は、一層複雑化・多様化・深刻化しています。

こうした現状の中で、皆で共有しておかなければならない鶴見区が抱える課題として次のようなことが考えられます。

- ◆安心して子育てができるための支援や増大する保育ニーズ等への対応が求められている。
- ◆介護保険制度改正に伴う新しい総合事業において、介護予防を進めるためには、住民主体で取り組むことができる通いの場の充実が必要である。
- ◆地域に住む元気な高齢者などの社会参加を促すためには、地域の主体性・自立性や地域の特性に応じた支援が求められている。
- ◆障がいがあっても地域で自立した生活と暮らしができるよう、社会全体で支える仕組みづくりが求められている。
- ◆要援護者支援の取組みは、各地域に要援護者名簿が配付され取組みが進められているが、障がいのある方も対象となり、名簿提供の同意確認や地域での仕組みづくりなど課題もあり、その進展が求められている。
- ◆今後想定されている大規模自然災害への備えとして、区民の防災意識の向上や地域の防災力の強化に向けた取組みが必要である。
- ◆相対的貧困率は大阪市全体よりは低い状況にあるとはいえ、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備が求められている。
- ◆ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しており、地域におけるさまざまな生活課題を抱えた高齢者の相談への対応、支援を必要とする人の見守り体制など、相談支援体制づくりが必要である。
- ◆認知症高齢者が住み慣れた地域で長く暮らし続けられるように、地域における支援体制の充実や専門相談機関との連携が必要である。
- ◆高齢化が進み、人生の最期まで住み慣れた地域で暮らし続けるために在宅における医療・介護関係者のより一層の連携が求められている。
- ◆高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていくために、高齢者や障がい者への正しい理解を深めて行く必要がある。
- ◆非正規雇用の増加による雇用不安など生活不安にともなう生活困窮者への支援体制の充実が必要である。

- ◆毎年多くの相談等がある高齢者、障がい者、児童への虐待相談に対する対応とその防止が求められている。
- ◆地域コミュニティの希薄化や地域での活動の担い手の高齢化に伴い、新たな人材の育成が求められている。
- ◆元気でいきいきと生活していくための心身の健康保持・増進の取組みが求められている。
- ◆\*健康寿命延伸のための生活習慣病予防に向けた「栄養・食事」の生活改善運動の動機づけの推進が求められている。

以上のようにさまざまな課題がありますが、行政だけのマンパワー、予算にはおのずと限界があり、その解決には、地域住民や行政をはじめ地域福祉の活動支援を行っている区社協や福祉に関する専門機関、地域活動協議会をはじめとした地域団体や地元企業など地域に関わるすべての人が連携することが必要です。このためには、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域活動協議会をはじめとした地域の多様な主体が「わが事」として参画し、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域が主体となった地域づくりを進めていくことが、これまで以上に求められています。

## 第4章 「鶴見区地域保健福祉ヴィジョン」の具体的な取組み

鶴見区に住むだれもが個人として尊重され、住み慣れた地域において健康で自分らしい生活を送り、地域で生活する者として、あらゆる分野の活動に参加でき、共に支え合い、安全・安心で住みよく子育てがしやすい環境を実現するために、次のような取組みを進め前章の課題解決を図ります。

### 1 みんなで支え合う地域づくり

- ◆保育ニーズに対応するため、大阪市の担当部局との連携・調整を進め保育所等の整備を図るとともに、入所枠の確保に向け既存保育所に働きかけを行うなど保育環境の充実に努めます。



- ◆妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、子育てに関するサービスの情報や助言が行き届くよう、切れ目のない支援を実施するとともに、地域や関係機関と連携し、子育て層が気軽につどい、交流できる場を設定するなど、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。
- ◆住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業をすすめるためには、ネットワーク委員会活動の充実を図るとともに、地域における見守り活動などを進める必要があり、各地域に配置している「地域福祉コーディネーター（つなげ隊）」や「\*コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）」が共にその支援や地域住民のつながりづくりを進めます。また、民生委員児童委員協議会などと連携し、要援護者や支援を必要とする住民と地域のつながりづくりを進めます。
- ◆介護保険制度改正に伴う一般介護予防事業の推進（介護予防・重度化防止の推進）については、体操など住民主体で取り組むことができる通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを生活支援コーディネーターと連携し進め支援するとともに、介護が必要になっても生きがい・役割をもって生活できる地域づくりをめざします。
- ◆住民主体の通いの場の充実にあたっては、百歳体操だけに特化することなく区社協や関係機関と連携し継続的な拡大に向けて、鶴見区独自の方策により高齢者が身近な地域で介護予防活動に取り組めるよう重点的に支援します。
- ◆障がいのある人が地域の活動や行事に参加するなど、自然な交流を通じて共生がより一層進んでいく好循環を生み出していけるよう、地域とつながるしくみづくりや交流の場づくりを進めていきます。
- ◆各地域に提供している要援護者名簿が有効に活用できるよう、見守り相談室を中心に地域や民生委員・児童委員など関係機関と連携協力し要援護者の安否確認や支援者との信頼関係の構築など、必要な支援につなげます。
- ◆さまざまな福祉課題に対して情報を共有し効果的に対応できるよう、専門機関や福祉事業者、当事者団体等によるネットワークの構築を図ります。

- ◆各地域の地域福祉カルテの作成を進め、地域が主体となって取り組めるよう地域特性に応じた支援を進めていきます。
- ◆自然災害への備えとして、参加体験型イベントの開催や広報紙等による情報発信等により区民の防災意識の向上を図るとともに、地域防災リーダーを中心とした地域防災訓練の実施、地域特性をいかした地区防災計画の策定・充実の支援などにより、区民の自助・共助の取組みを推進し、地域の防災力強化をめざします。
- ◆「大阪市こどもの貧困対策推進計画」に基づいて、世代を超えて貧困が連鎖しないよう、将来の貧困層の減少を目的に、小学生を対象とした学習支援等に取り組んでいきます。

## 2 総合的な相談支援体制の充実

- ◆子育てに不安感や負担感を持っている親子等に対して、保健師や保育士、家庭児童相談員などの専門の相談員が区役所や\*子育てサロン等で相談を受けることができるなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- ◆高齢者をはじめ\*認知症支援など地域住民の福祉に関する課題や相談を解決できるように、区社協や\*地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。
- ◆障がいのある人が必要な福祉サービスを安心して適切に利用できるよう必要な情報の提供や判断が難しい人を支援する\*障がい者基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図ります。
- ◆自立支援相談や就労準備支援など生活困窮者の自立に向けた相談支援を関係機関と連携して包括的に進めます。
- ◆地域住民の見守りや身近な相談先として各地域で活動している地域福祉コーディネーターが、地域に潜在する福祉ニーズの掘り起こしや生活課題の早期発見ができるよう、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- ◆地域住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要となった時に適切なサービスを選択できるよう、平成29年度に設置した「鶴見区在宅医療・介護連携相談支援室」を中心に、切れ目のない在宅医療と介護に必要な多職種が協働した連携体制の構築をめざします。

### **3 権利擁護の推進**

- ◆関係機関と連携し、虐待防止や認知症に対する正しい知識や理解など、権利擁護に関する広報・啓発を積極的に行います。
- ◆障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に地域で暮らす住民として、障がい者への理解を深めるよう啓発活動を進めます。
- ◆高齢者、障がい者、児童に対する虐待の早期発見、早期対応を図るために関係機関との連携を強め、適切な支援を行います。
- ◆障がい者・高齢者虐待防止連絡会や要保護児童対策地域協議会で個別ケースの検討と対応を行います。
- ◆あんしんさぽーと事業や成年後見制度を広報・周知するとともに、判断能力が不十分な人の権利が守られるよう積極的に支援していきます。

### **4 地域福祉の担い手の育成**

- ◆こどものうちから、自らが暮らしている地域を見つめ、どのようにしたら安心して暮らせるのか、興味を持って調べたり考えたりできるよう、学校園、関係機関等と連携して福祉教育の取組みを進めます。
- ◆地域有償ボランティア事業を推進していく中で、新たな担い手の発掘、育成につながるような取組みを進めます。
- ◆これまでの活動を通して築いたネットワークやつながり等の経験をいかし、これまで地域に関わってきた人たちと共に新しい世代の担い手の育成に取り組みます。
- ◆2025年問題を見据えると、潜在的な担い手の増加が見込まれるため、これまで地域活動に積極的に関わってこなかった方々も含め、様々な方が地域活動に参画できるよう広報活動を充実させ、新たな担い手の拡大につなげるとともに、地域の実情に合った幅広い事業が展開できるよう支援していきます。

### **5 いきいきと暮らすための健康づくり**

生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、次のような取組みを進めます。

- ◆「栄養・食事」「運動」を健康づくりの2本柱ととらえ、より良い食生活や運動の習慣が身につく知識・情報の提供ならびに実践できる場づくりを地域団体や関係団体と協働して取り組みます。
- ◆健康チェックの機会を確保するとともに、がん検診や特定健診の受診率をより一層向上させ、区民の健康意識の向上を図ります。
- ◆地域ニーズに合った健康づくり事業を地域やボランティア団体と協働して行い、健康づくりへの意識を高めます。
- ◆ライフステージに応じた食育を推進し、生涯を通じて健全な食生活を確立するとともに、食育推進ボランティアの育成や食育推進ネットワークの強化に取り組みます。

## 第5章 「鶴見区地域保健福祉ヴィジョン」の実現のために

「鶴見区地域保健福祉ヴィジョン」の理念

**『地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らせ、子育てできるまちづくりの推進』**

この理念を実現していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域活動協議会をはじめとした地域の多様な主体が、「わが事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや、地域が主体となって共に創っていく「\*地域共生社会」の構築が必要です。

そのため、「鶴見区地域保健福祉ヴィジョン」に基づいて地域・保健・医療・福祉に関わる機関がそれぞれに連携し、地域包括ケアシステムの構築を進め、地域保健福祉活動を円滑に推進していくための人材育成などによる地域力の向上を図り、関係者が協働して各分野に取り組むことを推進・支援します。